

畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱 新旧対照表

畜産経営緊急救済事業費補助金要綱（令和4年6月16日付第202200065287号鳥取県農林水産部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前																
第1～8条 略					第1～8条 略																
別表（第3条、第6条関係）					別表（第3条、第6条関係）																
1 補助 事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な 変更	1 補助 事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な 変更												
1 酪農経営支援	大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）	令和5年4月から令和5年9月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額のどちらか低い額から基準価格1,963円を減じた額に乳用牛（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額 ただし上限額は2,578円とする	1/4以内	補助金の増額に係るもの	1 酪農経営支援	大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）	令和4年4月から令和5年3月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額のどちらか低い額から基準価格1,643円を減じた額に乳用牛（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額 ただし上限額は令和4年4月から9月は2,100円、令和4年10月から3月は2,300円とする	1/3以内	補助金の増額に係るもの												
(削除)					(削除)																
2 肉牛及び養豚経営支援	公益社団法人鳥取県畜産推進機構	(1) 令和5年4月から令和5年9月までに肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度（以下「牛・豚マルキン」という。）で補填金の交付があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的生産費から1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的販売価格を減じた額に0.1を乗じた額に交付対象頭数を乗じて得た額 (削除) (削除) (2) 事務費、手数料	(1) 略		2 養豚経営支援	J A 西日本くみあい飼料株式会社中国支店山陰営業所、鳥取いなば農業協同組合、鳥取西部農業協同組合、一般社団法人鳥取県配合飼料価格安定基金協会	(1) 令和4年度配合飼料価格安定制度の生産者積立金 (2) 事務費、手数料	(1) 1/2以内 (2) 知事が必要と認めた額													
3 経営改善支援	略				3 肉牛及び養豚経営支援	公益社団法人鳥取県畜産推進機構等、鳥取県産ブランド豚振興会等	(1) 令和4年4月から令和5年3月までに肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度（以下「牛・豚マルキン」という。）で補填金の交付があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的生産費から1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的販売価格を減じた額に0.1を乗じた額に交付対象頭数を乗じて得た額 (2) 県内養豚農家（ただし法人は除く）における、令和4年7月1日から令和4年12月31日までににおける出荷頭数に9,964円を乗じて得た額 (3) 令和4年8月1日から令和5年1月31日における素牛導入及び肥育牛出荷輸送費に係る経費、ただし6カ月未満、自社間及び同一系列農場間での導入は除く <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3">肥育牛出荷経費</td> <td>鳥取県内</td> <td>1,000円/頭</td> </tr> <tr> <td>近畿、中国、四国地域</td> <td>1,500円/頭</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,000円/頭</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">素牛導入経費</td> <td>鳥取県内</td> <td>500円/頭</td> </tr> <tr> <td>鳥取県外</td> <td>2,500円/頭</td> </tr> </table> (4) 事務費、手数料	肥育牛出荷経費	鳥取県内	1,000円/頭	近畿、中国、四国地域	1,500円/頭	その他	2,000円/頭	素牛導入経費	鳥取県内	500円/頭	鳥取県外	2,500円/頭	(1) 略 (2) 1/2以内 (3) 定額 (4) 知事が必要と認めた額	
肥育牛出荷経費	鳥取県内	1,000円/頭																			
	近畿、中国、四国地域	1,500円/頭																			
	その他	2,000円/頭																			
素牛導入経費	鳥取県内	500円/頭																			
	鳥取県外	2,500円/頭																			
4 経営改善支援	略				4 経営改善支援	略															

(削除)			
4 養鶏経営支援	鳥取県養鶏協会、養鶏農家 ただし次に掲げる事項全てを満たす者 (1) 個人の場合、令和4年所得税青色申告決算書の収入から経費の引いた差引金額(ただし収入から令和4年度畜産経営緊急救済事業費補助金及び同様の市町村補助金を除く)が、令和3年と比較し10%以上減少していること。法人の場合、直前の事業年度の売上総利益(粗利)が、前年の売上総利益の合計額と比較して10%以上減少していること。なお、法人の粗利の算定にあたっては、売上原価に、販売費及び一般管理費(以下「販管費」という。)のうち物価高騰の影響を受けたと認められる荷造運賃費等を含めて算定することができる。本算定を以下「広義の粗利」という。 (2) 令和5年4月1日から9月30日までの期間中、営農を行っていること。	(1) 肉用鶏 令和5年4月1日から令和5年9月30日までに おける出荷羽数に15円を乗じて得た額 (2) 採卵鶏 令和5年2月1日時点における飼養羽数に3.3を乗じて得た羽数に、15円を乗じて得た額	1/3以内 ただし売上総利益(粗利)もしくは広義の粗利の減少額が30%未満の場合は1/6以内

5 公共牧場支援	鳥取県畜産振興協会	令和4年2月1日から令和5年1月31日における預託牛1日1頭あたり57円の飼料費	定額
6 養鶏経営追加支援	鳥取県養鶏協会、養鶏農家	(1) 肉用鶏 令和4年7月1日から令和4年12月31日までに おける出荷羽数に60円を乗じて得た額 (2) 採卵鶏 令和4年10月1日時点における飼養羽数に3.3を乗じて得た羽数に、60円を乗じて得た額	1/2以内

様式第1号(第4条、第7条関係)

畜産経営緊急救済事業(〇〇〇〇)実施計画書(実績報告書)

1 略

2 事業の内容及び計画(実績)

(1) 酪農経営支援

事業実施主体名	実施時期	事業内容	①事業費 (補助対象経費) 円	②県補助金額 (①×1/4以内) 円	備考	
					年月	農家戸数
計						

※事業実施期間中に廃業等により乳牛を飼養しない期間が発生した場合、実績報告の際に農家名、廃業年月日を報告するとともに、当該期間は補助対象経費に含めないこと。

(削除)

(2) 肉牛・養豚経営支援

ア 略

様式第1号(第4条、第7条関係)

畜産経営緊急救済事業(〇〇〇〇)実施計画書(実績報告書)

1 略

2 事業の内容及び計画(実績)

(1) 酪農経営支援

事業実施主体名	実施時期	事業内容	①事業費 (補助対象経費) 円	②県補助金額 (①×1/3以内) 円	備考	
					年月	農家戸数
計						

(2) 養鶏経営支援

ア 配合飼料価格安定制度

事業実施主体名	実施時期	事業内容	①事業費 (補助対象経費) 円	②県補助金額 (①×1/2以内) 円	備考	
					年月	契約戸数
計						

イ 事務費、手数料

事業実施主体名	実施時期	事業内容	①事業費 (補助対象経費) 円	②県補助金額 (定額) 円	備考	
					年月	
計						

(3) 肉牛・養豚経営支援

ア 略

(削除)

(削除)

イ 事務費、手数料

略

(3) 経営改善支援

略

(削除)

(4) 養鶏経営支援

ア 売上総利益(粗利)の状況 ※法人のみ

対象期間	直前の事業年度の □粗利額 / □広義の粗利額		基準期間	左記の前年度における □粗利額 / □広義の粗利額		差引額		
	令和	年		円	令和		年	円
	計	A		円	計		B	円
減少幅 (B-A) ÷ B × 100 ※小数点以下切り捨て						%減		

(参考:それぞれの算定方法)

比較方法	算定方法
①売上総利益(粗利)	売上高-売上原価(※1) ※1 売上原価=期首卸売高(在庫)+仕入高(製造原価)-期末卸売高(在庫)
②広義の粗利	売上高-売上原価-販管費のうち荷造り運賃費等(※2) ※2 販管費に計上されているが、生産原価に類する経費であって物価高騰の影響が認められる経費

イ 養豚個人農家支援

事業実施主体名	実施時期	農家名	①令和4年7~12月出荷頭数 頭	②事業費 (①×9,964円) 円	③県補助金額 (②×1/2以内) 円	備考
計						

注)実績報告の際は、令和4年7月~12月における出荷頭数が分かる書類を添付すること。

ウ 肉用牛導入・出荷輸送費

事業実施主体名	実施時期	事業内容	項目	地域	①単価	②頭数 頭	③県補助金額 (①×②) 円	備考
			肥育牛出荷	鳥取県内	1,000円/頭			
				近畿、中国、四国地域	1,500円/頭			
				その他	2,000円/頭			
			素牛導入	鳥取県内	500円/頭			
				鳥取県外	2,500円/頭			
計								

エ 事務費、手数料

略

(4) 経営改善支援

略

(5) 公共牧場支援

事業実施主体名	実施時期	事業内容	①令和4年2月~令和5年1月延べ預託頭数 頭	②県補助金額 (①×57円/頭・日) 円	備考

注)実績報告の際は、対象期間における預託頭数実績が確認できる書類を添付すること。

(6) 養鶏経営追加支援

イ 経営の状況 ※個人のみ

対象期間	令和4年分		基準期間	令和3年分		差引額	
	① 令和4年分の収入から経費を差し引いた額	円		令和3年分の収入から経費を差し引いた額	円		
	② ①のうち、令和4年度畜産経営緊急救済事業費補助金	円					
計 (①-②)	A 円	計	B 円	B-A 円			
減少幅 (B-A) ÷ B × 100 ※小数点以下切り捨て					% 減		

ウ 事業費及び補助額

事業実施主体名	実施時期	農家名	①羽数 ※注1 羽	②事業費 (①×15円) 円	③県補助金額 (②×1/3または1/6以内) 円	備考

注1) 肉用鶏は令和5年4月から9月における出荷羽数、採卵鶏は令和5年2月1日時点におけるの飼養羽数に3.3を乗じて得た羽数を記載すること。

注2) 実績報告の際は、以下の書類を添付すること。なお、申告書類については対象期間および基準期間が含まれるもので、收受日付印が確認できるもの又はe-TAXによる場合はこれらに相当するものを提出すること。

【個人】
 ・所得税確定申告書 第一表の写し
 ・所得税青色申告決算書（1項目及び2項目（収入内訳））の写し

【法人】
 ・法人税確定申告書 別表一の写し
 ・法人事業概況説明書1項目（損益計算書）の写し
 ・（農業部門以外の収益が上記申告書類に含まれる場合）農業部門における売上総利益がわかるもの
 ・販管費のうち物価高騰の影響を受けたと認められる荷造り運賃費等をア 売上総利益（粗利）の計算に参入する場合、上記に加え当該経費の状況が分かるもの（月別損益計算書、帳簿等）

【共通】
 ・肉用鶏は令和5年4月から9月における出荷羽数が確認できる書類、採卵鶏は別紙誓約書

3～5 略

6 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取扱いについて、いずれかに○をして下さい。

様式第2号～3号 略

附 則

この改正は、令和5年3月28日から施行し、令和5年度事業から適用する。

事業実施主体名	実施時期	農家名	①羽数 ※注1 羽	②事業費 (①×60円) 円	③県補助金額 (②×1/2以内) 円	備考

注1) 肉用鶏は令和4年7月から12月における出荷羽数、採卵鶏は令和4年10月1日時点におけるの飼養羽数に3.3を乗じて得た羽数を記載すること。

注2) 実績報告の際は、肉用鶏は令和4年7月～12月における出荷羽数が確認できる書類、採卵鶏は別紙誓約書を添付すること。

3～5 略

6 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をして下さい。

様式第2号～3号 略